

Title	一九一〇年代のブルジョアジーと日本興業銀行 : 「工業銀行」化をめぐる
Author(s)	原田, 敬一
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1978, 11, p. 1-32
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48003
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

一九一〇年代のブルジョアジーと日本興業銀行

——「工業銀行」化をめぐって——

原 田 敬 一

はじめに

小論は、一九一〇年代特に第一次大戦前後のブルジョアジーの金融政策論をとおして、特殊銀行たる日本興業銀行（以下興銀という）の存在機能を検討しようとするものである。

従来の研究が興銀の特殊銀行として本質的に国家目的・政府政策に従属せざるを得ない側面をみてきたのに対し、ここで検討しようとするのは、明らかに特殊銀行ではあるが、「銀行は利潤を見込めるところでしか活動しない」といわれる側面、つまり興銀が政府政策に従属しつつも、銀行企業としての営利目的を遂行する側面である。¹⁾
²⁾利潤追求＝収益性が特殊銀行にもたらすものは、現実の資本主義的諸生産に適応される金融政策の採用に他ならない。この適応への要請が一九一〇年代の興銀経営に対するブルジョアジーの批判の源である。そこでこそ、興銀が銀行として産業資本との結合関係を結ぶことができる。

興銀にとつて、政府政策への従属のみを至上課題として、収益性を無視する路線は、現実によって修正を余儀

なくされている。それは、日露戦後「経営」の中で政府指示による波佐見・鷲之巢など鉱山への四百万円の延滞貸付金等の整理問題である。日仏銀行問題で一三年二月添田寿一総裁が辞任したあと、元住友銀行本店支配人であつた志立鉄次郎新総裁がまずとりかかつたのが、この問題であり、これを理由に添田時代の副総裁佃一豫以下三理事が責任をとり辞任し、以後「工業銀行」化への方針が強力に進められる。興銀の「工業銀行」化→長期産業金融銀行への専門化は、資本主義の発達に伴なう銀行機能の専門化の過程において、産業資本からの要請をうけて方向づけられ、それに興銀内部から応えられるだけの政策的準備の過程である。

小論は、ブルジョアジーの金融政策論を一つの焦点に置いていながら、その検討の主な対象時期を一九一三年（前年一月二七日に二年半継続された生産調査会が廃止された）から、一九一六年（この年四月二四日経済調査会が設置される）まで約四年としている。

一般金融政策と工業金融論

この時期のブルジョアジーが、一九〇〇年代の廃税要求運動の中の論潮より、一層総合的全面的に「政治」に對する不信を述べた太陽生命保險(株)事務清水文之輔の論説がある。そこでは、一九一三年は、前年に続き株式の暴落・金利・コールの高騰という不景気の年であり、その原因はあげて政府の方針が不確定・優柔不断であるからだと、と鋭くついている。清水の挙げる政府方針の問題点は、外交・財政・軍備・産業保護等広く述べられており、なかでも輸出産業を左右する市場問題として、対中国対米国外交政策への不信、外資導入の有無と減税実施の決断の要求等は、景気浮揚策の論点として注目すべきものがある。このような発言は、私的見解にとどまらず、

全ブルジョア的性格をもっている。

この時期——一九一三—一九一五年——最も財界を論争にまきこんだのは、連年の輸入超過と、一九〇〇年代以降募集された外債の元利支払いによる正貨の減少をめぐるものである。正貨準備は、まず国家財政と通貨への信頼の根拠であり、従ってその減少という事態は、政府と中央銀行たる日本銀行の金融政策如何が問われることになる。

従来、国債・地方債等の海外発行による外資導入は、国家財政を媒介として、既発の大蔵省証券などの短期債券や国債等が、国内償還され、その結果政府財政の民間金融圧迫という原因が一掃され、資本の潤沢化となるといふ考えのもとに、歓迎されていた。⁽⁵⁾一九〇〇年代以降の日本資本主義の好況の波は（一九〇六年から〇七年、一九一〇年から一二年）、いずれも外資導入を契機とするものであった。⁽⁶⁾そこで、この時期には資本蓄積の低位性の中で、産業資本の一層の拡大発展を得るには、外資導入は不可欠だともいふべき論調がうまれている。日露戦後外資導入の直接の責任者、元日銀総裁・元蔵相高橋是清⁽⁷⁾などや、大銀行資本家の多く、三井銀行常務早川千吉郎、第三十四銀行頭取小山健三⁽⁸⁾などがそうである。早川の意見は、外資を特に「低利」であるところに有利性を見ており、「一億或は二三億円の外資」による土地開発・農業振興に充て、当時の物価高騰に対処し労賃＝生産費低減に至ることを主張している。

外資導入不可論からいえば、少なくともその利子支払いは何としてでも実行し、信用を保持していかねばならない。ところが、一九一四年四月成立した第二次大隈内閣は、正貨維持の為に「内外債の非募債主義・減債基金償還縮少」を財政方針として発表した。一九〇八年に桂第二次内閣が、一九〇六年四月施行の国債整理基金特別会計法第二条による国債償還額を、毎年五千万円以上現金償還と定め、その他の諸措置と共に当時の公債下落

現象をくいとめ、高騰させてその中で国債の低利借換という事業を行なっている。大隈内閣は、それを「毎年三千万円以上」と縮少方針に修正するというのである。そこで、前記の論者は「外債償還優先」論を唱えることになる。この段階になると外資輸入の継続は、国家財政の危機を招いているという認識も生まれており、「非募債主義」に公然と反対する意見は少ない。¹¹

その中でも、高橋是清は減債基金償還縮少に対し、公債の早期償還の為に良からずとして反対するだけでなく、内外債の募集それ自体も「何等悲観すべき性質のものに非ず。」なぜなら、特に外債は「何れも事業の原料機械等に流用せられ」「此等の準備成りて始めて生産的事業の発展」が得られ、ひいては貿易上においても「出超の現象を来たすもの」であるからだ。大隈内閣の如く「起債を防逸」し、「企業を抑制」し、「出超」を「以て他の生産的事業費に充当」するというのは、「国勢の現状を解せざる謬見」である、とまでいう。¹²

そこまで、外債導入について楽観的な意見は、早川、小山の他志村源太郎日本勧業銀行総裁などに限られており、外資導入について不安をもつ意見の方が多い。特にこの時期は、先に述べたように、正貨維持の問題が焦点であったから、一般には一層外資導入に消極的である。従って、意見の直接の分岐点は、減債基金制縮少に賛成か反対かによる。

減債基金制を一九〇九年以来の償還額五千万円以上で維持すべき意見をもつのは、先の外資導入必要論者であるが、そのいずれもが、確実に国債を償還可能だと内外に（減債基金制は、五千万円の内二千万円を外債償還に充当していた。）誇示する必要があると言う。「各国の信用程度は概して償還額で定まる」とする対外信用失墜論は、借入金である外債の既発行分について元利償還を延滞すると、近い将来に外債発行の場合難行するのではないか

という危惧があり、そのことを考慮している点では、やはり外資導入不可欠論に立っている。更に、彼らの対外信用失墜論即ち減債基金制縮少反対論、に対しては、第十五銀行頭取園田孝吉から、非募債主義の実行により負債額が増加しないのだから、「却って外人の信用を増加する所以なるべし」と批判され、それを東京朝日の社説は、⁽¹⁴⁾「三井銀行の早川君の大々的反対」は、「多額の公債を所有せる」為だとし、「銀行家其他の富豪が単に自己の利害より打算して、財政の得失を批評せざらんこと望む」と批判して、園田の意見に賛成しているように、銀行ブルジョアジー間の意見の相違は、国債をどれだけ所有しているかという営業上の有利不利の問題も介在している。

減債基金制縮少、それは園田の言うように「非募債主義」の裏打ちがなければ、増加する負債の返済を先へ先へと延ばすだけの時間稼ぎでしかない。桂第二次内閣の、一九一〇年の公債借替も、第一・二回の計二億円については成功したが、残り二億八千余万円を外債によって借替えた為に、内債の額を減らして外債の額をふやす結果に終わった。⁽¹⁶⁾「右手で償還、左手で募債の借金財政」と酷評されている事態である。

減債基金制度の二千万円削減は、若槻礼次郎大蔵大臣の一九一四年五月五日地方官会議での説明によると、⁽¹⁷⁾債によって従来まかなってきた帝國鉄道特別会計と朝鮮総督府特別会計に充当し、治水費のための公債ともども全ての起債の縮少に結果すべきものである。また、同年六月三日大本実業協会に対して若槻は、⁽¹⁸⁾国内発行の戦時公債は主に特別五分利公債一億九千八百余万円が残るのみであり、このまま五千万円償還を続ければ、内債償還が先行完遂し、かえって毎年六千万円以上の外債を償還することになり、現状の正貨流出状況では「正貨維持上到底実行すべからず」とも説明している。

従って、外貨導入不可欠—必要論—減債基金縮少反対論者以外は、全て非募債主義と減債基金縮少を結合して

論じている。それらの論者は、同志会国民党⁽¹⁹⁾などの政党等の他、第十五銀行頭取園田、副頭取成瀬正恭、三菱合資銀行部部長申田萬藏、住友合資理事・住友銀行常務中田錦吉、安田銀行頭取安田善三郎、猪苗代水力電気株式会社長豊川良平、勸銀總裁志村、興銀總裁志立鉄次郎等である。⁽²¹⁾

金融論からいえば、政府による国内発行の公債は、「民間の工業資本の流通を妨げている」のであり、非募債主義は「国民をして資本の運用を容易」にするものと期待される。⁽²²⁾それは、国債のような長期債券のみでなく、財政上の必要から一年を限って発行される大蔵省証券についても、民間資金の圧迫ととらえている。⁽²³⁾だからこれらの意見は、従来の政策では国家財政に吸収される筈の資本を、民間資本、特に工業資本へ流通すべきである、と結論づけるのである。つまり、非募債主義十減債基金制度縮少↓民間資本の流通↓生産増加↓輸出増加↓貿易収支出超↓正貨増加という発展の道を構想している。

しかし、ここでいずれの意見にも共通項のあることに注意しておかねばならない。

論争の出発点は、正貨流出⇨正貨維持困難にあつた。その逆転を何によつてもたらずのか、が分岐点であつた。一九〇〇年代のブルジョアジーは、一九〇八年の公債償還額増加⇨公債価格維持政策が、同年の春季全国手形交換所連合会の決議をうけて桂内閣によつて実現された如く、内外公債発行とその維持を推進して⁽²⁴⁾いた。しかし、一九一〇年代のブルジョアジーの多くは、「非募債主義十減債基金制縮少」論を唱え、支持している。負債の抑制により工業資本への流動性資金を得、その工業発展により輸出増加をもたらず、というのがその展望であつた。一方、少数の人々は、外資の導入により工業の発展を誘導し、輸出増を得る見通しをもつた。

いずれにしても、工業の発展を得られなければ、出超と正貨維持を達成できないという点では、共通の論理を

保有する。

但し、産業ブルジョアジーの直接発言が少なく、銀行ブルジョアジーの発言が多いのは、一九〇〇年代外資導入による好況に熱中していた銀行資本家こそが、一九一〇年代の外債支払いの累積―政府財政の崩壊という国家の破滅的狀態を、最もよく知っていたことに由来するだろう。

一九一三年から一四年にかけての業界誌『工業雑誌』の掲載論文は、殆んど技術論に限定され、⁽²⁵⁾その他も工業経営者としての心構えや賃金問題等を述べるにすぎない。⁽²⁶⁾これら技術・経営法・賃金・工業教育等の論点は、既存の工業経営の発展の内在的側面の重視に主眼があり、他産業特に銀行資本との関係や貿易状況などとの外延的関連には充分眼がまだ向けられていないことを示している。

この産業資本の当該期の存在状況はさておいても、これまでに述べた一九一〇年代のブルジョアジーの多数の状況認識・政策論は、国内資本の運用による工業生産の質的量的向上という産業資本の外延的発展への半強制的転換と、公債を中心とする政府の財政政策の変更とを、要求し実現するための「資本の独立」、日本資本主義の自立の課題へと一歩進めるものであった。

ともあれ、第一次大戦前のこの不況期において、輸出増加―出超状態をうみだすには、産業資本の発展が必要だ、となれば工業金融に関する方法論の問題に推移するのは、必然でもある。

『東京経済雑誌』はこの時期に、工業金融の中でも、企業設立時の株式発行引受を銀行が行ない、固定資本を一定程度銀行が調達するという起業金融に関する社説を二本、個人論文を一本掲載している。⁽²⁷⁾

起業資金は、創立人など発起人の責任によって、創立すべき企業の株式直接発行という方法で調達されるのが、

この時期最も一般的である。従つて、もし応募総数が予定に満たない場合、商法第一九二条〔発起人の引受け及び払込担保責任〕の規定により、「発起人ハ連帯シテ其ノ株式ノ引受又ハ払込ヲ為ス義務ヲ負」わねばならない。これは、発起人にとって過剰の負担であり、苦痛でもあつた。それは、発起人集団が有力であるかどうかに関係なく生じる負担ですらある。例えば、一九一二年創立の日本鋼管株も、渋沢栄一や浅野総一郎等の資本が背景になり発起人にもなつていたにもかかわらず、公募が不足し、発起人等で残余を引受けている。⁽²⁸⁾ また、そのような資本が背景になく、発起人集団に本来資力が不十分で、公募も不順な場合、たとえ技術が高度で、商品性も高い企業の見込があるとしても、不成立に終わることもある。未創立の企業が、経営実体もないまま新聞等で株式を公募し、資本金として運用していくというのは、投資者側からいへば発起人集団に対する信頼感しか拠所がない訳で、従つてその企業の設立に政府が関与している東洋拓殖（一九〇八年）、南満洲鉄道（一九〇六年）等の場合や、政府補助金出資による日本グリセリン、日本染料（一九一五―一六年）等の場合は、応募株数が募集株数の数十倍から八百倍にもなつてしまふ。⁽²⁹⁾ 金融機関が直接株式を引受けるという株式発行市場の不確立状態は、金融資力の不充分性、具体的には銀行資本の集中の未達成とも関わつてくる。⁽³⁰⁾ このような欠陥の存在が、日本資本主義の新産業分野への進出の場面における消極性をもたらしている。

『大阪銀行通信録』によれば、一九一四年銀行員の研究会に於て「金融政策」の講演が行なわれ、その中では企業金融とりわけ起業発行業務の重要性が論じられている。⁽³²⁾ 東京の『銀行通信録』に一九一七年七月―十一月連載された「有価証券市場に於ける銀行の地位」⁽³³⁾は、銀行員によるドイツの専門書翻訳論文ではあるが、その目的意識を、ドイツ方式の証券発行業務への銀行の関与と、その日本への導入に明確に置いた序文を論述している。

拡張資金については、三つの方法がある。⁽³⁴⁾ 第一に株式の増資。これは起業資金の際と同様、企業の直接責任発行であるから、公募完遂如何に不安が残る。第二に社債。これは「事業の成績良好にして、第一流の信用を有するもの」しか発行できず、「かつ手段も煩瑣にして不便」であつて、実際に発行している企業はこの時期は多くなく、鉄道・電力などの公共的性格をもつ大企業である。第三の借入金が最も多い方法で、但し財団や不動産等を担保登録する借入金は、額も限定され、財団抵当は鉄道・電力など設備投資の長期の固定性のある企業が多くを占めている。無担保のものが、最も常識的な借入方法であるが、それには普通銀行経由の二〜三ヵ月借換による手形割引の形式という複雑なルートを辿らざるをえなかつた。それは、普通銀行が多額の資金を、設備投資関係の長期固定資金として運用させることが、その資金の本源たる預金の短期的性格からいつて実現困難であることから、「短期借換」の形式によって銀行の運用関係からの引上げが可能のように、実質的機能を考えた方式であつた。

このように複雑で面倒な方法をとらざるをえないのは、右に述べた預金の性格上の問題が第一の理由であり、また大蔵省の銀行指導方針が分業主義⁽³⁵⁾と称して、普通銀行は営業運転資金貸付を中心とした商業銀行（その中央銀行が日銀）であつて、長期・固定資金貸付は、長期債券発行によって資金を得られる特殊銀行の営業内容である、という制度論上の問題が第二の理由である。

このような拡張資金調達方法についても、若干の議論がある。最も多い手形割引短期借換方式は、「変形」であり不安定不都合である、という意見は当然出されている。⁽³⁶⁾ また大蔵省の指導方針たる銀行分業主義に対しても、「英国の制度を直ちに今日の日本に移すと云ふ事は当を得たものかどうか甚だ之を疑ふ」として、分業主義は、「日

本の現実に適へるもの」ではなく、ドイツ資本主義はかかる主義に囚われなかつた故に「今日の大工業国」⁽³⁸⁾となった、よつて、「我国は独逸の経営方針を採つて然りである」とし、普通銀行の工業金融—長期固定金融—への進出を求めたもの、が一般的な批判である。

しかし、一方では一九〇〇年代以来の零細企業、「中以下の企業」への金融問題も解決されているわけではなく、提起され続けている、例えば『東洋経済新報』の社説は、この間一貫して「国民銀行」「庶民銀行」という名称の零細企業向け金融機関の設置を要求している。⁽³⁹⁾しかし、これらの企業に対する金融問題は、今まで述べてきた工業金融、特に長期固定の起業金融等とは、全く性格の異なるものであり、従つて解決策も異なる。つまり、これらの零細企業等の場合、設立時よりも運転資金に困窮する訳で、かつ担保設定をなしうる不動産、有価証券その他にも事欠く結果、無担保貸付すら要求せざるをえない。⁽⁴⁰⁾これらの要求に対しては、新たな金融機関の設立よりも、企業信用を得る方法について解決策を見いだす以外にない。それはこの後、産業組合の機能を問うことで問題にされてくる。

さて、工業金融を考える場合、特殊銀行機能が問題とされる。何故なら、要求されている資金は、産業経営の日常的な営業資金ではなく、設立時若くは拡張時の機械・土地・工場等の設備投資という長期固定資金の性格をもつ資本であるから、短期預金の短期貸付という営業を基本とする一般普通銀行では、投資の困難性が予想され、債券と巨大な資本金による長期資本を保有している特殊銀行の活動が期待されるのである。

その中でも、政府大蔵省の銀行分業論によつて、工業金融機関として設立された日本興業銀行がとりあげられる。一四年四月、『財政経済時報』主幹本多精一は、「産業奨励の根本方針」として減税と共に「金融機関の整備」

をあげた。⁽⁴¹⁾ 金融機関とは特殊銀行のことであり、それは乱立の結果「船頭多くして船山に上るの類」ともなり、成果を充分生んではない。第一は、勸銀と農工銀行の合併による農業金融の充実であり、第二は「工業貸附は興業銀行の専業」とすることである。「外資輸入の時代ならば兎も角、今日にては興業銀行は工業金融の中央銀行として発展するを唯一の目的とせざる可らず」。

興銀は工業銀行という目的で計画されたにもかかわらず、その後の経営内容は必ずしも工業銀行型ではなかった。設立を論議した第一三・一四議会に於ては、外資導入論争のみに終始して、「工業の中央銀行」たるべきか否かは明確にならなかった。性格論議は、設立委員会に於てなされた。その結果、「日本興業銀行ハ工業ノ為メ長期貸付ヲ為ス事ヲ目的トス」という動機が可決されたものの、定款の中には遂に明文化されなかった。⁽⁴²⁾ その後の経営に関しては、植民地投資銀行へ転換していったという従来の研究⁽⁴³⁾によれば、外資導入を国内産業向けではなく植民地投資へ振り向ける銀行に機能転化したとされている（日露戦後から第一次大戦下まで）。

しかし、銀行分業論に立つか否かは別にしても、普通銀行と特殊銀行との間には、資金調達上の根本的差異があるものであり、そこから何が興銀経営にとって収益性があるのか、という問題がたてられる。それは国内融資業務の拡大により、資金性格上の有利性を生かす営業方針を徹底していく要因をなしている。従って、この時期に植民地投資型興銀経営の有効性のみを、みることはできないのではないか。

三井銀行の早川⁽⁴⁴⁾は、産業資本に「銀行が十分の資金を供給」してはいないことを率直に認め、一層の資金供給に努力することは述べるが、しかしその時でも「其安全を期するときは余り商工業に付て資本を固定するが如き危険に陥ることは十分避けねばならぬ」として普通銀行業務の限界を指摘しなければならない。その意味では、

早川は分業主義が「未だ十分なる責務を盡して居らぬ」と特殊銀行がその有利性を生かした営業方針をとること、つまり普通銀行がカバーしきれない分野の営業に限定すれば、興銀の一層の活動さえ、大銀行資本も認めうると思へる。そこで、早川は特殊銀行が商業手形割引など、その機能に「普通銀行と異らざるものあり、其の弊を一掃する」ことを大隈内閣に要求しさえするのである。

住友銀行営業部副長加賀寛次郎は、興銀と勸銀の営業、両銀行と普通銀行の営業が錯雑してきたとして、設立当初の「根本の趣意よりは営利と云ふ目的になつて来た」のが原因だと述べた。利潤を求めて、より「営利」性を追求すれば、銀行としての可能な限りの営業範囲を確保するのは当然のことであり、興銀は既にその方針をとっている。一三年八月副総裁に新任した小野英二郎は、「興業銀行は将来工業資金融通の中心たらん事を期す」と宣言し、「長期貸付」に積極的に進出することを語った。しかし、その場合にも小野は、工業金融に於て「普通銀行と競争するに非ず」とか、東京大阪両支店の開設により、普通銀行との「預金争奪の渦中に投ずるが如き思ひも寄らざる所なり」と弁明しなければならず、普通銀行とりわけ大銀行資本との競合関係に配慮を払いつつ、「工業銀行」化の道を進める。

既に一九一〇年興銀が大蔵省に提出した請願書は、為替業務、株券及地金銀の売買業務を営むことを含めて、実際の営業行為について「担保ノ有無又ハ担保ノ種類ノ如何ノ如キハ之ヲ理事者ノ自由意志ニ任スルヲ以テ最モ事ノ宜シキヲ得タルモノ」として、法律上の制約及監督官庁たる大蔵省当局の制約を除去することを要望している。

この請願は、全面的には認められることはなかったものの、当時円滑を欠いていた地方金融を活性化する目的

で、興業・勸業・農工・北海道拓殖の四特殊銀行法の改正が、大蔵省によってまとめられ、一九一一年一月第二七議会に提出される。興銀法改正は、(一)無担保手形割引の認可(二)不動産担保貸付の認可(三)余裕金の運用規定の中に「株券及地金銀」の売買認可、がその内容であり、改正案は若干の修正の後三月公布となる。

この結果、国内業務分野が拡大され、「工業銀行」化は一層進められる。大蔵省官僚が無視又は拒絶している興銀の「工業銀行」化のための国内業務の一層の拡大という方針は、その中でも、引き続き主張される。興銀のこのような「工業銀行」化の側面を、興業銀行史研究の上で無視することはできない。

またそのことは、実際に監督官庁たる大蔵省も部分的に認める時期に来ていた。一九一三年八月五日浜口雄幸大蔵次官の興銀への内示は、「法第九条ノ二制定ノ精神ハ工業資金融通ノ円滑ヲ期スル為メ、例外的不動産放資ノ途ヲ開キタルモノナルヲ以テ其行不動産貸付ハ直接工業ニ関係アルモノニ限局スルコトヲ期スヘシ」と、不動産貸付に限りながらも工業金融重視を求めている。

更に、一九一三年一月一日調の表示のある大蔵省「日本興業銀行機能改善調査書」⁽⁹⁾によれば、興銀は四項目の申出事項を示している。(一)「株式ノ応募又ハ引受ヲ為スコト」(二)「会社又ハ個人ノ所有スル不動産ヲ抵当トスル貸付」(三)「外国ニ於テ発行スル債券ノ元利金ノ政府保証」(四)「為替事業」。

第一項は、産業資本などの株式引受業務という起業金融分野を確保することによって、産業資本の要請に応え、産業資本との結合強化を通じて、国内業務の発展を図ろうとしたもの。第二項は、一一年興銀法改正が、工場敷地など企業の直接所有不動産担保に限定されていたのを、抵当対象を拡大しようとしたもの。一件当り貸付額の増加が期待されている。第三・第四項は、海外業務の発展に関わるもので、外資導入に際して低利資金を確実に

獲得しようとする場合、第三項は欠かせないもの、と一貫して構想されていた。それはまた、興銀設立前の「興銀期成同盟会」⁽⁵¹⁾ 以来の要望でもあった。第四項は、海外輸出産業との関連で、当然直接に為替を取り扱い手数料等出費を削減し、営業上の融通性をもたらすもの（従来は横浜正金銀行に依頼処理）。

しかし、この申出事項に対して大蔵省官僚は、「日本興業銀行発展ノ方法」⁽⁵²⁾ なる文書を作成し、(一)「各地普通銀行ヲ代理トシテノ代理貸付」(二)「為替及荷為替」の二項目を認めたのみである。前者は、工業金融の充実を求めた興銀に対し、地方銀行を窓口機関にしての間接貸付をのみ制限的に認め、後者は要求通りである。この大蔵省官僚と興銀当局の意見の相違は、当然監督権を持つ側の意見の採用となる。一九一四年二月第三二議会に、為替及荷為替の業務拡大等の改正案を提出、三月二〇日法律第八号として公布され、普通銀行の代理貸付は、地方銀行との契約に時間がかかり、一九一七年六月より一〇四の地方銀行との間で開始される。⁽⁵⁴⁾

興銀の数度にわたる「工業銀行」化の為の営業拡大という上申は、大蔵省官僚の拒絶にもかかわらず、続けられるが、今まで見てきたように、興銀の「工業銀行」化を求める「世論」ともいふべき産業・銀行ブルジョアジーの意見が抽象的にとどまるところに問題がある。興銀の具体的な改革案の論議にまで到達していない。

また、興銀自身のこの時期の方針の背景には、この時期の経済界の一般的不況と、外資導入の不振という現実が、存在していた。その現実に対応せねば、銀行経営体としての収益性が得られないという圧迫からの内在的な営業方針であったところに、その特徴がある。

二 ブルジョアジーの興銀改革案

一九一四年七月第一次世界大戦の勃発によって為替貿易の困難化と世界貿易の縮小による滞貨増、銀塊の暴落に伴う中国市場の閉塞、海上輸送の杜絶と原料輸入難に伴う国内産業の沈滞などによる打撃で、財界は一層の不況度を深め、混乱に陥った。輸出品の中心的位置を占めていた生糸、綿糸布の先物相場は最低時には、開戦時から二五%も下落し、期米相場も統落した。⁽⁵⁵⁾

この大戦下の日本資本主義の動揺と衝撃は、まず「時局対策」の要求と運動という応急的側面によって表現される。その点で、最も政府への働きかけが早かったのは各地の商業会議所である。

東京商業会議所⁽⁵⁷⁾は、日本参戦決定の八月八日当日に、十人の委員による臨時調査会を設置し、翌年一月まで時局対策を検討、建議した。中でも一四年九月一二日公布即日施行の「戦時海上保険補償法」は、戦時海上保険の損害を補填した額の八割を政府が補償するもので、八月に東商の時局調査会が要求していた政策の実現である。
(大阪・京都両商業会議所も同趣旨の要求をしている)。

同様の時局対策活動を展開したのは、大阪商業会議所⁽⁵⁸⁾(一四年八月時局調査委員会設置) 京都商業会議所(同年九月二一日時局経済調査委員会設置)などを含め、全国商業会議所連合会(一四年九月一六日、一〇月二四日)にまで至る。商業会議所のこのような活発さは、当時他に総合的なブルジョアジーの結集団体がないことに起因している。

一四年開戦時に於ける悲観論は、翌一五年初頭の概観においても継続している。第一銀行頭取渋沢栄一、三井銀行常務早川、第一百銀行頭取池田謙三など銀行資本家は、「不況」「打撃」「一層の悲観」等という展望しか持ちえなかった。商品の流通を主体にした産業活動に流動資本を提供することによって経営している銀行資本家として

は、市場閉塞により商品が停滞し、かつ若干の好転も持続的なそれとして確信しえないところであつたのである。

しかし、銀行資本家の悲観論、警戒論とは逆に、戦後経済への対処として経済・金融政策を論じる論説が一方では登場している。最も早いと思われるものは、「戦後の経済界に処するの策」⁶⁰である。それによれば、既に前年来外債が杜絶しているが、それは戦後日本にとって「先づ第一に公私外債の不可能」であることを暗示している。余儀なくとはいえ、ヨーロッパへの金融的従属を断ち「資本的に独立」する機会である。不況は当然到来するだろうが、そのために工業を盛んにし、復興ヨーロッパと「最大の競争場は支那」として争わねばならない。

その他論旨はやや異なるとはいえ、外債導入不可能Ⅱ不況到来という点で共通している論者は鉄道院総裁添田寿一、鐘紡専務藤正純、日米商會社主堀越善重郎、東京電燈専務神戸拳一、興銀理事二宮基成、東京高商校長佐野善作、慶応大学教授堀江帰一等である。しかも、その多くは、その為には工業の発達と輸出増加による海外市場（中国市場を指す）の拡大の必要を指摘している。

一五年下半年からは、貿易があまりに超状態になり、一六年には戦争景気は本格化した。結局一五―一七年の間に、貿易収支一三億九三・八百万円、貿易外収支一三億三九・六百万円、合計二七億三三・四百万円の赤字がうみだされた。⁶²正貨流出の破滅的状况（一四年末）から一転してこの正貨の激増は、戦後恐慌や国際競争激化の予測を前にして、どこにどう放資し日本資本主義全体の力量を蓄わえていくのか、を政治問題として新たな分岐を生みだしていく。

それは一章に於て述べたように、開戦前の正貨の漸減―国家の「破産」を目前にしての経済財政政策の分岐で

はなく、好況に転じた状況下での議論である。この時点——一五年下半年——一六年——は、特に一六年より戦争景気が本格化してただけに、それまでの外資導入不可能——不況不可避論とは全く異なった、情勢樂觀論を前提にした政策の分岐であるため、結果的には意見の一致をみるに容易であつたともいえる。

一九一五年二月一日開会した第三七議会の冒頭、武富時敏大蔵大臣は予算に関する演説を行ない、その中で正貨蓄積の増加状況を明らかにし、「政府は成るべく外国債を償還する」ため内国債の発行を考えていることを方針として挙げた。それは、前年四月に大隈第二次内閣が成立した際の財政方針、非募債主義に反するとして、政友会からは直ちに反対意見が表明される。

それに対して、一五年末から一六年初めにかけての経済ジャーナリズムやブルジョアジーらの発言は、おおむね政府方針の承認を示している。

一五年二月一八日の時点で執筆された本多精一の論文は、「在外正貨異常の増加」⁶³をもたらしした輸出超過について、「何時までも期待することは出来るまい。」と推断する。それは「今日に於てこそ偶然にも現われ」ているにすぎない。資本主義の発達している交戦諸国、ヨーロッパが平和回復すれば、全く期待できないという厳しい認識の上に立っている。従つて、日本資本主義の財政的力量からいえば、累積している国際的負債を、この際一挙に解消しておくことは、大戦終了後の不況に備える作業、つまり戦後に予想される外資導入準備として必要なものである。本多は、「斯かる機会を利用して一時に外債を償還することは、是非とも之を断行しなければならぬ。」⁶⁴と言いきっている。

銀行資本家も同様の意見を表明している。第一銀行取締役佐々木勇之助⁶⁴、第十五銀行副頭取成瀬正恭や、既に

総合的コンツェルンの銀行部門として、その内部での金融の重要な部分を担当している三井銀行の早川千吉郎も、「外債償還の急務を主張」し、それが「最も思慮ある考案」だとしている。大銀行ブルジョアジーのこれらの外債償還賛成論は、日本資本主義の慢性的資本不足状況からくる将来の外資導入への準備であると共に、またこの時点での在外正貨の即時の内地流入は、流動資本の貸借によって営業している銀行資本にとって、また大戦の明確な見通しが見つからないまま一際を手控えている銀行・産業両資本家の動向からいって、望むところではなかったことをも示している。

政府は、一六年二月二五日衆議院に、「外国債ノ整理償還ノ為国債ヲ発行スルコトニ関スル法律案」を提出した。その論議は、政友会の政治的反発の一方、一貫した外資導入論者高橋是清のみが、論をつくして政府の矛盾をついているにすぎない(衆・貴両院とも可決⁶⁷)。

議会における無内容さとは全く異なり、ブルジョアジーは自らの利害をかけて真剣な討論を展開している。大銀行資本家の多くの外債償還賛成論の中で、自ら「私の位置は、五六年前から実業界の方を引いて銀行家を廃めて居りますから、金融経済のことは大分に疎くなりました」と前置きしたように、日本窒素肥料(株)取締役・猪苗代水力電気(株)社長など産業資本家の立場に立つ豊川良平は、政府民間の外債償還熱ともいうような償還論に、疑問を表明し、「無暗に公債を還すことばかり急ぐのは少し早まり過ぎた考では有るまいか」と述べた。⁶⁸

大阪瓦斯(株)専務渡辺千代三郎は、政府の外債償還論を「金融政策の無方針」と積極的に批判する論文を、「大阪毎日」に寄稿している。何よりも「千載一遇商工業振興の好機」であるにもかかわらず、産業放資↓輸出貿易奨励の方針をとらない政府が無策なのである。ここでは、具体的には日銀金利引下げによる貸付金融の簡易化⇓増

加を要求している。

業界誌『工業雑誌』の論説も、「正貨の利用や甚だ大切」と注目し、「外債償還の外他に良策なし」とする政府その他を批判している。工業のより発展の為に、工業資金の必要がますます増加しており、その放資方法は、第一に新事業資金、第二に「満蒙開発と対支経営に必要な日支銀行及び満洲銀行の設立」、第三に貿易資金、の三点である。

業界誌の論説は、産業資本家の意思を代弁している。大日本製糖株式会社長、東商副会頭藤山雷太などは、「今や我が事業界の前途は天佑的に有望」であるのに、政府は累積する正貨処分を「公債銷却といふが如き消極策を採る」のみだと不平をならし、利子引下げ、貸付条件の緩和など事業勃興に有利な積極策を要求している。更には、この累積する資金は「之を挙げて興業資金に投じ」、外は中国その他への「海外発展資金」に、内は「有望なる内地の新旧事業の企業資金」に充てることを要望した。五大紡の一つである富士瓦斯紡績株式会社長和田豊治も、積極論者として同趣旨の要求をしている。

一九一六年六月に大阪商業会議所が、政府提出の「意見開申書」として公表した文書も、在外正貨の国外据置蓄積という死蔵案に反対し、「工業に対する資金化作用」を述べ、日銀正貨準備として兌換券増発、特殊銀行に融通の方法をとって「工業資金の運用を円滑ならしむる」が「最も急務」である、と要望している。しかし、商業会議所はこの場合でも、大蔵省預金部が「産業組合」を通じて低利資金を「中流以外の小工業者」へ融通することを同時に要求していることに、一章の『東洋経済新報』の「庶民銀行」構想と共に注意しておく必要がある。

それらの意見は、外債償還に振り向ける財源を、産業資金に活用せよという意味と共に、経済学者堀江帰一が

述べるように、外債償還のために内債を発行することが、「金融市場に圧迫」を与え、「延ひて新事業の勃興を妨害するもの」という金融論的立場からのものであった。

もちろん、大銀行資本家の外債償還論、産業資本家の工業投資論の中間で、動揺する正貨処分法を唱えているものもある。⁽⁷⁵⁾ 興銀志立、第百銀行池田、『大阪朝日』社説、『東京経済雑誌』社説、一六年四月段階での『大阪毎日』社説などのグループと、貴族院議員・朝鮮実業(株)社長鎌田勝太郎、一六年七月段階での『大阪毎日』社説等のグループである。それらはいずれも、外債償却、安全地域への在外正貨の移管、工業投資を等しく「緊切の事」としている。但し、前者のグループと後者のグループは、その内容に若干の相違がある。それは、将来的観測からまず外債償還をおこない、後余裕があれば産業投資という意見(その典型は、四月一四日の『大阪毎日』社説)である前者と、産業投資に重点を置いて正貨を処分しつつ、行なわざるを得ない消極的な策として外債償還をも認める意見(その典型は、香川の地方ブルジョアジーである鎌田)である後者との違いである。

正貨処分に関する意見の分岐はしかし、ひき続く正貨の大量の流入の中で、初期の外債償還論者の大銀行資本家が、工業投資を求める産業資本家の要求の中に加わり解消される。その代表は、三井銀行の早川で、一六年初頭には、先にも述べたように外債償還第一を唱えていたが、半年後には「新興工業の進歩を促すことは蓋し最も急務とする」⁽⁷⁶⁾として、工業の勃興の為に投資し、ドイツ等との国際競争力を強化することを望むのである。早川のこの意見に示されるように、銀行資本家と産業資本家の、工業投資への資金導入という点での意見の一致は、開戦以前のブルジョアジーの議論の帰結と似たものになっているが、その内容が全く異なる。開戦以前には、金融政策において意見の分岐をみたまま、銀行資本家を中心にして、しかも余り強くない抽象的な意見で工業金融が

論じられていた。しかし現在は、外資導入をめぐる意見の分岐は存在しようがなく、「不況下」の戦後経営に於る産業発展という共通課題の重要性とその基盤の本来的脆弱性、それも外資のないまま自生的な産業資本の発展をみなければならぬという一般的状況認識があるからこそ、ここで一層「工業銀行」としての興銀の内容が問われ問題は次の段階に移っていく。

しかも、一四年末からの貿易・海運の若干の好転を背景にして、工業投資の方法をめぐる討論は既に開始されている。

『東京経済雑誌』は、焦点を証券金融機関論とし、単なる有価証券担保金融ではなく、株式発行機関新設にあつた論説を二本、社説を一本、一九一五年に掲載した。⁽⁷⁷⁾ 社説では、問題は興銀の不振にあり、として興銀の株式発行機能の付与をも示唆している。

大阪では、一五年六月四日大阪工業会主催による工業資金問題研究大会が開催され、⁽⁷⁸⁾「大体今日までは銀行は工業そのものに対しては殆んど金を出して居ない、大抵は工場の土地に対して貸出す位なもの」という実情が検討された。その時の京大教授小川郷太郎の講演は、興銀が「銀行の系統」からいう工業銀行として「努力が足りない」現状では、分業主義をとらなくてもよい、ドイツの如く銀行が「工業に流動資本も固定資本もドシドシ供給して」やる、「銀行は工業の為に株券を発行してやり社債を発行してやる。マカリ間違へば自分で之を背負ふ」方式をとるべきではないか、と提案する。

大阪では、中小霧細工業の密集地帯という条件からそれらの資本需要に應えるべく第三十四銀行が、若干の活動を開始している。⁽⁷⁹⁾

『財政経済時報』⁸⁰は、「工業金融は之を日本興業銀行の専務とすること」を求め、そのことを抜きにして、「単に外資輸入の機関としてならば寧ろ之を廃するに若かぬ」「興業銀行の存在理由は一の工業金融を措いて之を認むることが出来ぬ」とまでいふ。具体的な改革案としては、工業用の低利資金を興銀に集中させるため、興業債券に割増金を附加することを提案している。

一五年三月に至って初めて「欧羅巴戦争を論じて工業振興策に及ぶ」という具体性のある論説を登場させた業界誌に表われる産業資本家の意思はどうか。当初その論説は、小資本の競争による国際競争力の低下という恐れから「合同」「カルテルとかトラスト」等を提案するにとどまっている。しかし、設備投資をしてもそれだけの海外市場は、ヨーロッパ戦線の混乱によってアジアを中心に確保されている、という認識が生まれると、企業発展の資本的側面に注目するようになる。

『工業雑誌』に工業金融に関連して掲載された論文は、一五年三月以降で五本ある。⁸¹戦後経済認識に関しては、既に述べたものと同じく、外資輸入の困難、不況の到来とし、「進んで此の機会を利用し」「我が工産品の輸出奨励を計るべきは当然」だと結ぶ。

対象は「特殊金融の機関の働き」の不充分性にあるのだから、当然興銀である。日本の「経済的国是」として「工業立国」をえるには、「政府の補助」「よりも工業金融機関の確立の方が永久的にして且つ健全なる奨励法」である。興銀は「今日迄大した事は行って居ない」が、新しく「組織的の工業銀行系統を設立する」のは無理である。興銀は「寧ろ商業銀行の業務に偏重」しているのので、それを是正すべきである。「興業銀行を以て工業銀行となし、他の関係業務は勿論廃棄するには及ばないが、業務の重要な部分を工業金融に置くべし」。改革案は四

点。第一に社債発行を盛にすること。株式発行業務も検討する。第二に工場其他工業用の機械担保の融資方法を開くべし。第三に貸付期間の延長、長期化。勸銀と同一条件化(三年据置、二十箇年々賦償還)。第四に割増金附債券と、小額債券の発行。これらの興銀の「改善と拡張は蓋し今日の急務」である。

以上述べてきたように、一九一〇年代の戦前戦中を通して一貫して興銀の「工業銀行」化への改革が要請されている。一部に興銀無用論というものもあるが、それも国内融資業務における興銀の不活発さの批判による。このように批判されている興銀の経営内容を若干検討しておく。日銀臨時調査委員会の調査では、一九一六年末に於て、営業資源は一億三二・三百万円その内長期貸付可能資源(債券十払込資本金)は、九四・八百万円約七二%にのぼっている。その八二%にあたる七七・五百万円を貸付けているものの、約五八%が政府政策に指導された「特殊ノ融通」(旧韓国政府、朝鮮銀行、借款等への貸出)であつて、「工業資金」とされているのは二〇百万円約二六%のみにすぎない。産業資本家が求める「工業銀行」化とは、特殊銀行としての国家資本的性格を排除もしくは弱化させ、産業資本への長期固定資金(起業・拡張)の貸付・放資を行なわせることにある。「工業銀行」化は従つて、政府政策との決定的な対決を抜きにしては、獲得できない。その論議が一六〇一七一年に集中的に展開されるのである。その集中的な論議は、今まで述べてきた日本資本主義の一般的状況の中で生みだされ、要請されてきたものではあるが、また一六年四月に設置され、「総理大臣ノ監督ニ属シ」(官制第一条)てそれなりの權威と権限をもつ総合的経済政策検討機関である経済調査会によつて、工業金融政策が論じられていることとも関連する。従つて、一六〇一七一年の工業金融論、特に興業銀行の改革論は、経済調査会での論争と共に、検討されねばならない。

詳細をここで、述べることはできないが、経済調査会での論争は次の二つの提案からはじめられる。

まず、興業銀行の「工業金融専門機関」としての不活発さを批判し、「工業資本証券ノ発行又ハ引受保証ヲ専業トスル工業金融ノ中心機関ヲ創設スル」提案を、横浜電線製造(株)社長・古河家監事・中島久萬吉委員が行なっている。中島の提案は、民間資金の積極的な吸収による大銀行を特殊銀行として設立させることと、「株券ノ発行引受又ハ引受保証」を営業項目にもつことを主目的としていた。

次に、一、二章で述べた商業会議所グループの意見を背景として、大阪商業会議所会頭・大阪電灯(株)京阪電鉄(株)各社長の土居通夫が、「中若クハ中以下ノ工業家」の工業資金融通難を述べ、そのために興銀の改善か、新しい「工業銀行」の設立を要求する。

これらの提案は、中島が産業ブルジョアジーの意見を代表し、土居が中小ブルジョアジーの意見を代表して述べられている。

論争は、いくつかの局面がある。第一に、当時一般の工業銀行論が、興銀に資金供給の便宜を附与することを一つの目的として、勸業・興業両銀行の合併案を唱えており、それは産業ブルジョアジー自身の要求として、大日本製糖(株)社長藤山雷太等が積極的に調査会で主張している。しかし、その意見は、両銀行の業務の存続を求める意見特に勸銀に対する農業者からの反対によって、両行の反対にあい、とりさげられる。

第二に、興銀の改良について論議が進められ、「株式ノ募集又ハ引受」という長期固定金融に関わる営業拡大について、賛否両論がある。この点については、興銀当局は以前から国内融資業務の発展のテコとして一貫して積極的改正の意思をもっており、産業ブルジョアジー(中島・豊川良平等)の主張していたところでもある。また、

資本力の弱い地方銀行資本は、特にこの営業拡大に興銀の存立の意義を認めている。しかし、興銀創立時の大蔵省総務長官・興銀設立委員阪谷芳郎は、株式引受を容認しない。阪谷は、興銀という特殊銀行が、資本系列に係なく大資本と結合することに反対であり、そこには興銀の一定以上の活発な営業に危惧を抱いている三井・第一等の大銀行の意思と共通のものがみられる。大蔵省官僚は、この点については一貫して否定若くは消極的態度をとってきたが、「世間ノ意見」と「工業界」の「非常ニ進歩」の二点を理由に、調査会で従来の方針の転換を述べる（大蔵次官市来乙彦）。つまり、産業資本の格段の発展の中で、興銀の工業金融機関としての役割の不充分さに対する産業ブルジョアジーの批判を「世間ノ意見」として認め、自ら方針を変更したのである。こうして大銀行擁護、特殊銀行として政府に従属する方針を強調する阪谷の意見は否決され、「株式ノ応募引受」条項は認められることとなる。

第三に、そのような営業拡大を支える資金基盤としての興業債券発行高をめぐる論議がある。興銀は、他の金融機関と競合関係にありながら、特定の企業と密接な関係をもっているわけではなく、その為その運用に際しても貸出金利は高くない。従って興業債券の発行利率もさして高くなかった故に、一般への消化は困難で、その大部分を預金部資金や外資に頼らざるを得なかった。⁽⁸⁵⁾ この政府資金への依存が、国策―植民地投資への従属をもたらしており、当面国内市場の掌握に努力している多くの産業ブルジョアジーにとっては、興銀不活発の要因と映っている。そこで、中島・藤山ら産業ブルジョアジーと志立興銀総裁らは、民間公募の順調な獲得にとって、最も有利な条件として割増金附興業債券の発行を要求するが、元大蔵官僚である委員若槻や阪谷が大反対し、（発言はしなかったが、三井銀行早川も、同じ経済調査会の日支滿洲銀行問題の特別委員会に於て、地方零細資金の吸収

大という点で、両銀行の割増金附債券に反対していることからこの場合も反対であったと思われる。経済調査会では政府に検討を求めたにとどまった。

これらの論議の中で現われた対立の諸側面は、おおむね産業ブルジョアジー＋興銀と、元大蔵官僚＋大銀行ブルジョアジーとの間に存在している。つまり、産業ブルジョアジーにとっての長期、固定資金の供給機関の要求は、大銀行ブルジョアジーの融資による自己系列下への組み込みという思惑を越えて、特殊銀行たる興銀を産業ブルジョアジー側に確保することをいうのである。

また、土居提案は、「中若クハ中以下ノ工業家」のための融資方法として、産業組合法改正により、それら中小工業に信用を付与し、興銀がその産業組合に対し無担保貸付及当座取引を開始するべしと決議される。

以上、経済調査会におけるこれら工業金融方法をめぐる議論の帰結は、一、二章に一貫している産業ブルジョアジーの要請と、それをうけいれる興銀の方針の中で、「工業銀行」化がはかられていくことを示している。

おわりに

これまで述べたところによって、ブルジョアジー・興銀等の政策志向がどこにあるのかが明確になった。但し、この結論が現実に施行されるには、議会における興銀法（土居提案については付随的に産業組合法も含む）の改正が不可欠である。その議会の場合は、ブルジョアジーや興銀等の直接的な意見・結論とはまた異なって、政党とその基盤、それら政党間の対抗関係、政府の性格とくに政党との関係などを通した屈折した政策論議の場ともなっている。そこで、もう一度先に述べた二つのグループと政府・政党の方針とが調整されるのである。この点の分

析は、経済調査会での論争の詳細な分析と共に、稿を改めて検討されねばならない。

注

- (1) 川上忠雄「第一次世界大戦後における興銀の産業金融」『経済志林』二八卷三・四号、一九六〇年。浅井良夫「成
立期の日本興業銀行」『土地制度史学』六八号、一九七五年等。
- (2) ジャン・ブーヴィエ「フランスにおける銀行、信用と産業発展」『土地制度史学』五三号、一九七一年。
- (3) この側面から興銀を検討したものに、波形昭一「日露戦争後における日本興業銀行の性格変化」『経済学研究』九
号、一九七一年、がある。
- (4) 清水文之輔「金融緊縮、金利騰貴、株式暴落の原因及救済策」『東京経済雑誌』一七二四・二五号、一九一三年一
月一五・二二日、東京経済学協会一〇月例会での講演。
- (5) 大蔵省編『明治大正財政史』一七卷、二二〇～二二二頁、一九四〇年。
- (6) 明石照男・鈴木憲久『日本金融史』一卷、一九五七年。
- (7) 日露戦後の外資観は、高橋是清「高橋是清自伝」一九三六年、に詳しい。この時期の発言は、高橋蔵相「外債償還
と正貨準備」『銀行通信録』三三三三号、一九一三年七月二〇日。
- (8) 早川千吉郎「外資を以て土地を開発せよ」『東京経済雑誌』一六八〇号、一三年一月一日。小山健三「金融及経
済政策に対する希望」『大阪銀行通信録』一八七号、一九一三年四月、全国手形交換所連合会に於てのあいさつ
- (9) 高橋誠「明治財政史研究」二〇九頁、一九六四年
- (10) 「大隈内閣財政方針の評論」『東京経済雑誌』一七五〇号、一四年五月二三日、に於ける第百銀行池田謙三の発言を
つげ加えることができる。
- (11) 野に下った政友会も公然とは反対していない。注(10)における元田肇、大岡育造等の発言。
- (12) 注(10)における高橋の発言。
- (13) 小林丑三郎「金融政策」『大阪銀行通信録』二〇三号、一九一四年八月、銀行員同公会での講演。
- (14) 注(10)での園田の批判、同「非募債を実行せよ」『財政経済時報』一卷五号、一九一四年六月、「財政改革案と

世論『新日本』四卷七号、一九一四年七月、における園田の発言。

- (15) 社説「首相蔵相の演説（財政計画の特色）」『東京朝日』、一九一四年五月十七日。
- (16) 前掲「明治財政史研究」二〇九～二一頁。
- (17) 若槻蔵相「財政方針の発表」『新日本』四卷七号、一九一四年七月。
- (18) 「若槻蔵相の財政方針」『新日本』四卷八号、一九一四年八月。
- (19) 武富時敏「目下の財政問題」『新日本』四卷二号、一九一四年二月。若槻礼次郎「財政計画の過去と将来」『財政経済時報』一卷一号、一九一四年二月。
- (20) 注(10)における関直彦の発言。同「政綱に対する批評」『新日本』四卷七号、一九一四年七月。田川大吉郎「公債と減税」『財政経済時報』一卷五号、一九一四年六月。
- (21) 園田の発言は注(14)参照。成瀬・串田・中田・安田・豊川・志村・志立の発言は、注(10)参照。
- (22) 志村源太郎「負担の軽減と生産の増加」『新日本』四卷七号、一九一四年七月。
- (23) 注(19)の若槻の論文参照。
- (24) 渋沢栄一「財政経済に關し新内閣に望む」『銀行通信録』三三二七号、一九一三年一月二〇日。
- (25) 例えば早大教授牧野賢吾「石英水銀蒸気電燈」四九九号、一九一三年一月一〇日など。
- (26) 社説「傭主の青年技術者に対する態度」五三七号、一九一四年八月一〇日、社説「機械工業の發達と賃金の關係」五四五号、一九一三年二月一〇日など。
- (27) 北内樞雄「有価証券の發行引受方法」一六九三・九四号、一九一三年四月二二・一九日。社説「社債券取引の振興策」二六九八号、一九一三年五月一七日。社説「投資法發達と会社設立金融」一七二九号、一九一三年二月二〇日。
- (28) 前掲「明治大正財政史」一七卷、一五八～一五九頁。
- (29) 編纂委員会「日本鋼管株式会社四十年史」三五～三八頁一九五二年。
- (30) 志村嘉一「日本資本市場分析」一八八～一八九頁、一九六九年。
- (31) 同右、五五頁。
- (32) 注(13)に同じ。

- (33) 高垣寅次郎「有価証券市場に於ける銀行の地位」『銀行通信録』三四五〜九号、一九一四年七月〜十一月。
- (34) 前掲『明治大正財政史』一七卷、一五九頁。
- (35) 銀行分業体系については、福島正夫・拜司静夫「金融法（法体制確立期）」第一章、川島武宜他編『講座日本近代法発達史』六卷、一九五九年等を参照。
- (36) 松崎寿（大阪高商教授）『工業金融論』一九一三年。
- (37) 小川郷太郎（京大教授）「独逸に於ける工業と銀行」『大阪銀行通信録』二二三号、一九一五年六月。
- (38) 由井常彦「中小企業政策の史的的研究」五三〜六一頁、一九六四年。
- (39) 『東洋経済新報』六五五号、一九一三年二月二十五日。六五七号、一九一四年一月十五日。六五八号、同二月二十五日、六六〇号、同二月十五日。六六四号、同三月二十五日等。
- (40) 日銀臨時調査委員会「工業金融三関スル調査」一九一七年一〇月、に於ても現実にはこのケースが一番多い。日銀調査局編『日本金融史資料明治大正編』二四卷、一九六〇年。
- (41) 本多精一「所謂産業奨励」『財政経済時報』一卷三号、一九一四年四月。
- (42) 興銀臨時資料室編『日本興業銀行五十年史』二八〜三一頁、一九五七年。
- (43) 前掲浅井論文参照。
- (44) 早川千吉郎「我国銀行業務の変遷」『銀行通信録』三三七号、一九一三年一月二〇日。
- (45) 注(10)での早川の発言。
- (46) 加賀覚次郎「銀行に就て」『大阪銀行通信録』一九八号、一九一四年三月。
- (47) 「興銀営業新方針—工業資金の中心たるを期す」一九一三年八月十五日。
- (48) 前掲『興銀五十年史』六六〜六八頁。
- (49) 同右六八頁。『時事新報』
- (50) 「勝田家文書」五六冊の二二（憲政史料室蔵）。
- (51) 「期成同盟会」の分析については、掛谷宰平「日本帝国主義形成過程における日本興業銀行成立の意義」『日本史研究』七五号、一九六四年、ならびに前掲浅井論文を参照。

- (52) 注(50)に同じ。
- (53) 前掲『興銀五十年史』七〇頁。
- (54) 前掲日銀「工業金融ニ関スル調査」三五五〜三五六頁。
- (55) 狭間源三「独占資本主義の確立」、高橋誠他編『講座日本資本主義発達史論』II、六頁、一九六八年。
- (56) 井上準之助の回顧談は、「これで日本は破産をしていくのか知らん」と思ったとまで述べている。同『我國際金融の現状及改善策』七〜八頁、一九二六年。
- (57) 高瀬千波編『東京商工会議所八十年の回顧』五〇〜五二頁、一九六一年。東京商工会議所編『東京商工会議所八十五年史』上巻八八二〜八八四頁、一九六六年。
- (58) 伊藤俊雄編『大阪商業會議所七十五年史』一一〇〜一一四頁、一九五五年。西川正治郎『浜岡光哲翁七十七年史』二八三〜二八七頁、一九二九年。大槻喬編『京都商工会議所七十年史』一一〜一二頁、一九五二年。高橋亀吉編『財政經濟二十五年誌』四卷六一〜六五頁、一九三二年。
- (59) 渋沢栄一「本年の經濟界に対する予の希望」『銀行通信録』三五一号、一九一五年一月二〇日。早川千吉郎「大正四年の經濟觀」同上。池田謙三「欧州の戦乱に就て」同上。
- (60) 本多精一「戦後の經濟界に処するの策」『財政經濟時報』一卷九号、一九一四年一〇月。
- (61) 添田「金融調節策如何」『財政經濟時報』一卷九号、一九一四年一〇月。藤「大なる不景氣来るべし」『新日本』四卷一四号、一九一四年二月。堀越「一時の苦痛」同上。神戸「人氣果して立つか」同上。二宮「日本工業の前途」『財政經濟時報』一卷一、二号、一九一四年二月。佐野「日本の商工業者に準備あるか」『新日本』四卷一、二号、一九一四年二月。堀江「欧州戦後の國際金融」同上。
- (62) 前掲『日本金融史』二卷三〇九頁、一九五八年。
- (63) 本多「議會に於ける朝野の財政論」『財政經濟時報』三卷一、二号、一九一五年二月一八日付の前書きをもつ。その他、同「解決されざる財政經濟問題」同誌三卷三、四号、一九一六年三月、同「戦後の經濟を如何にすべき」同上。
- (64) 佐々木「本年の金融と其処置に就て」『銀行通信録』三六三、三六四号、一九一六年一月二〇日。
- (65) 成瀬「本年の我が經濟界」同右。

- (66) 早川「外債償還の好機会」『財政経済時報』三卷一号、一九一六年一月。同「外債の買入償還の資に充つべし」『新日本』六卷三号、一九一六年三月一日。
- (67) この法案の審議過程については『帝国議会誌』一〇卷、一三八―一四一、一五七―一六〇頁(貴族院)、七二七―七二七、八二四、八四〇頁(衆議院)を参照。
- (68) 「豊川良平君の演説」『銀行通信録』三六四号、一九一六年二月二〇日。
- (69) 渡辺「金融政策の無方針」『大阪毎日』一九一六年五月二―四日。
- (70) 善生永助「工業政策無き工業国」『工業雑誌』五七六号、一九一六年三月二五日。
- (71) 藤山「我事業界大発展の好機」『実業之日本』一九卷一八号、一九一六年九月一日。同「戦後の我財界は大に樂觀せよ」『同誌』二〇卷三号、一九一七年二月一日。
- (72) 和田「樂隠居の消極説を排す」『実業之日本』一九卷一九号、一九一六年九月一五日。
- (73) 「工業融通意見」『大阪毎日』一六年六月一五日。
- (74) 堀江「産業政策確立の急務」『財政経済時報』三卷四号、一九一六年四月。
- (75) 志立「戦争の影響」『銀行通信録』三六三号、一九一六年一月二〇日、池田「本年の金融界」同上、社説「内国金融政策」『大阪朝日』一九一六年五月四日。社説「在外正貨の処分法如何」『東京経済雑誌』一八四七号、一九一六年四月一五日。社説「蔵相の正貨観」『大阪毎日』一九一六年四月一四日。鎌田「正貨利用法と工業振興策」『工業雑誌』臨時増刊、一九一六年五月五日。社説「日銀愈々利子を引下ぐ」『大阪毎日』一九一六年七月六日。
- (76) 早川「戦後の経済競争に対して斯の如く準備せよ」『実業之日本』一九卷一八号、一九一六年九月一日。
- (77) 社説「証券金融技術の進歩に努むべし」『同誌』一七八六号、一九一五年二月六日。丹羽豊「証券金融機関の将来」『同誌』一七九六号、一九一五年四月一七日。山田利淳「工業金融について」『同誌』一八〇五号、一九一五年六月一九日。
- (78) 「大阪工業会の工業資金問題研究」『大阪銀行通信録』二二三号、一九一五年六月、小川の講演は、注(37)に同じ。
- (79) 詳細は、杉山和雄「明治後期―大正初期における預金銀行の工業金融形態」『地方金融史研究』三号、一九七〇年参照。
- (80) 「勸業銀行と興業銀行」『同誌』二卷三号、一九一五年三月。本多「依然たる財政経済上の懸案」『同誌』二卷九号、一九一

五年九月。

(81) 「我国工業投資の現状」同誌五五三号、一九一五年三月二五日。「工業金融改善問題」同五五三号、一九一五年四月一〇日。「工業銀行論」同五六一号、一九一五年八月一〇日。善生永助「我国当面の工業問題」同五六七号、一九一五年十一月一〇日。「欧州戦後に於ける我工業発展策」上下、同五七〇・五七一号、一九一五年二月一〇・二二五日。

(82) 注(40)に同じ。

(83) 経済調査会での論争については、「経済調査会書類」(大蔵省文庫蔵)、「経済調査会決議・工業金融調理方法三関シ報告ノ件」『公文雑纂』一九一七年(国立公文書館蔵)等による議事録の分析である。特に、「経済調査会書類」の閲覧については、大森とく子氏・大蔵省文庫の諸氏に謝意を述べておきたい。

(84) 論説「我国金融組織の整理改善問題」『大阪銀行通信録』一三七号、一九一七年五月。

(85) 一九〇二〜一三年の「興業債券引受先別発行高」(前掲『興銀五十年史』八五頁第四一表より)によると、預金部等政府資金は発行高の五五%を占め、更に政府協力による外貨債券を加えれば、七八・七%にのぼる。

(86) その他、「問題の日本興業銀行(五)」『東洋経済新報』七八五号、一九一七年七月二五日や、社説「工業資金の供給」『大阪朝日』一九一六年六月二八日等も同意見である。

(附記) 本稿は、修士論文の一部を全面的に改稿したものである。その過程において梅溪昇先生の御指導を賜わった。末尾ながら感謝の意を表わしたい。

なお、注(83)の『経済調査会書類』は、従来土屋喬雄氏等により「原資料が消失」(通産省編『商工政策史』四巻、一三七頁、一九六一年)したとされていた経済調査会の總會特別委員会の議事録等を中心にした原資料を一九七五年三月に発見したものである。

筆者はそれを生かし経済調査会を全面的に論じるため、二、三のテーマの作業をすすめている。

(77・9・27成稿)

(大学院学生)